

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年9月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900684号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000024号

第1 結論

昭和63年7月から平成2年7月までの請求期間及び平成11年5月から平成12年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年7月から平成2年7月まで
② 平成11年5月から平成12年7月まで

私は、国民年金の加入手続に関する記憶はないが、納付書が送られてきたので、納付時期は覚えていないが、請求期間①及び②の国民年金保険料、計40か月分をまとめて納付したことを覚えている。請求期間①が未加入期間、請求期間②が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続に関する記憶はないが、納付書が送られてきたので、納付時期は覚えていないが、請求期間①及び②の国民年金保険料、計40か月分をまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間①については、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金手帳の記号番号は見当たらない上、請求者に係る厚生年金保険の記号番号に基づき、平成9年1月1日に基礎年金番号が付番され、国民年金の被保険者資格については、当該基礎年金番号により、取得年月日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成11年5月16日、喪失年月日を厚生年金保険被保険者資格の取得日である平成12年8月1日とする入力処理が平成12年9月25日に行われていることが、オンライン記録により確認できることから、国民年金の被保険者資格に係る当該取得年月日より前の請求期間①は、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することができない期間である。

一方、請求期間②については、上記の国民年金被保険者資格記録の入力処理時点において、遡って国民年金保険料を納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付した旨主張しており、上記のとおり請求期間①は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができない上、制度上、納付時期にかかわらず、請求期間①及び②の保険料をまとめて納付することはできない。

また、請求者と連絡が取れないことから、請求者の国民年金の加入手続並びに請求期間①及び②の保険料納付の状況について、具体的に聴取することができない。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000225号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000025号

第1 結論

昭和57年4月から昭和58年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から昭和58年10月まで

私は、父から、「お前の国民年金代が高い。」「払っている。」という言葉聞いた覚えがあります。請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理年月日(平成5年9月14日)から、平成5年9月頃に払い出されていることが推認でき、当該処理日に、請求者の請求期間に係る被保険者資格の取得日及び喪失日の記録が追加されたことが確認できることから、当該処理日時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000249号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000026号

第1 結論

昭和57年*月及び同年*月並びに昭和62年3月から平成元年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年*月及び同年*月
② 昭和62年3月から平成元年2月まで

私は、両親に勤められたことから、昭和57年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の保険料を同市役所の窓口で納付していた。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたと陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)において、請求者の国民年金被保険者資格取得の処理は、平成3年7月16日に行われていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は平成3年7月頃に初めて国民年金の加入手続きを行ったと推認できる。

また、平成3年7月頃の国民年金の加入手続き時点においては、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者は、両親に勤められて市役所へ出向いた記憶はあるが、年金手帳の交付の有無及び納付状況については記憶がない旨陳述しており、加入手続き及び保険料の納付に関する具体的な状況が不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。